

組合員の皆さまへ

つがる弘前農業協同組合

JA農業経営維持継続資金（危機対応）の取扱いについて

このたびの新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、農業経営に影響が生じている組合員の皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

つきましては、つがる弘前農業協同組合では下記のとおり、JA農業経営維持継続資金（危機対応）の取扱いを開始いたします。

記

【概要】

対 象 者	大規模災害等により農業経営に影響が生じている、または生じるおそれがある組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方で、信用状況に不安がない方。
使 途	○大規模災害等に起因して弁済が困難となることが見込まれる既往債務の弁済に必要な資金（既往債務の借換）。（農業資金以外は対象外） ○農業経営の改善に必要な資金（運転・設備資金）。ただし、上記借換資金と併せて借入する場合があります。
融 資 金 額	○ 借換する既往債務残高の範囲内。 ○ 農業経営の改善に必要な運転・設備資金を併せて借入する場合は、既往債務残高に当該所要金額を合算した金額が上限。
融 資 期 間	15年以内（据置期間3年以内）
貸 出 金 利	1. 5%（変動金利）、2. 5%（固定金利） ※当JA長期プライムレートを基準としているため、ご融資時に変更となる場合があります。
保証人・担保	原則、青森県農業信用基金協会の保証とします。 （保証額は融資金額の70%） 担保につきましては、徴収する場合があります。
そ の 他 条 件	既往債務の貸付条件よりも有利であること。 ※条件については各支店窓口にてご確認ください。

◆青森県農業信用基金協会の保証料につきましては、行政負担により当初5年間は免除、6年目以降は0.5%となります。

以 上